

2020年6月

# 預金保險研究

(第二十三号)



預 金 保 險 機 構

# 預金保険研究

(第二十三号)

2020年6月

## 目次

スペインにおける破綻金融機関等の  
経営者等に対する責任追及及び財産  
調査制度について ……………1

鈴木 雅美

福元 陽子

和田 重太

本誌に掲載されている論文等の内容や意見は、執筆者個人に属し、預金保険機構の公式の見解等を示すものではありません。

掲載論文の内容について、適宜の方法により出所を明示することにより引用を行うことができますが、転載・複製する場合には、あらかじめ預金保険機構の承諾を得るとともに、執筆者の承諾も得る必要があります。

# スペインにおける破綻金融機関等の経営者等に対する責任追及 及び財産調査制度について

鈴木 雅美<sup>1</sup>  
福元 陽子<sup>2</sup>  
和田 重太<sup>3</sup>

## (目次)

第1	はじめに .....	3
第2	スペイン法概要 .....	3
1	スペイン概観 .....	4
2	スペインの裁判制度 .....	4
(1)	裁判所の構成 .....	4
(2)	刑事裁判の概要 .....	6
(3)	民事裁判の概要 .....	7
(4)	刑事責任と民事責任の関係 .....	7
第3	責任追及について .....	8
1	刑事責任追及に関する規定等 .....	8
(1)	日本 .....	8
(2)	スペイン .....	9
ア	主として活用されている犯罪類型 .....	9
イ	その他の犯罪類型 .....	10
2	民事責任追及に関する規定等 .....	11
(1)	日本 .....	11
(2)	スペイン .....	11
3	スペインの責任追及における FROB の役割 .....	12
(1)	FROB について .....	13
(2)	責任追及の権限 .....	17
(3)	責任追及の流れの概要 .....	18
(4)	バンコ・デ・バレンシア(Banco de Valencia)の事例における責任追及 .....	18
(5)	バンコ・デ・バレンシア事件以降に実施された法的措置ープロトコルの承認ー .....	19
第4	財産調査について .....	20
1	財産調査制度に関する機構と FROB の違い .....	20

<sup>1</sup> 前預金保険機構特別業務部総括調査役。

<sup>2</sup> 預金保険機構法務統括室総括調査役。

<sup>3</sup> 株式会社整理回収機構協力弁護士（大阪弁護士会所属）。

2	債権者が債務者の財産を把握するための制度 .....	21
(1)	日本 .....	21
(2)	スペイン .....	22
3	当局間情報共有ネットワーク（Punto Neutro Judicial(PNJ)）の具体的な運用 .....	23
(1)	概要 .....	23
(2)	当局間情報共有ネットワーク（Punto Neutro Judicial(PNJ)） .....	24
(3)	法務行政官(el letrado de la administración de justicia)について .....	24
(4)	小括 .....	25
第5	おわりに .....	25

## 第1 はじめに

預金保険機構（以下「機構」という。）では、過去に金融機関が破綻した際に経営者等の責任追及に関与していることから、諸外国における責任追及のあり方につき複数の調査研究を行ってきており、さらにこれに加え、株式会社整理回収機構（以下「RCC」という。）の債務者等が隠匿した財産発見のために、機構が財産調査権（預金保険法附則7条1項5号）も行使していることから、諸外国における債務者の財産開示制度一般についての調査研究も行ってきた。

スペインについては、バンコ・ポプラール(Banco Popular)の破綻処理が、2014年にユーロ圏諸国に導入された単一破綻処理制度(Single Resolution Mechanism: SRM)を通じた初めての破綻処理事例であったことから、2018年に機構による調査研究が実施されているが、同調査では破綻金融機関の経営者等への責任追及に関する調査はなされなかった。そこで、同国における破綻処理の全体像を把握するため、同国において破綻金融機関の経営者等に対する責任追及を担う銀行再建基金(Fondo de Reestructuración Ordenada Bancaria: FROB)による責任追及を本稿での調査研究の対象とすることとした。なお、バンコ・ポプラールの破綻処理では公的資金が投入されておらず責任追及がされなかったことから、責任追及の具体的事例としては、2011年に国有化されたバンコ・デ・バレンシア(Banco de Valencia)の経営者等に対する責任追及事案を紹介する。

また、本調査では、訪問先を FROB、法務省及び弁護士事務所とし、責任追及を中心に調査を行ったが、経営者等に対する民事上の責任追及により勝訴判決を得た場合には、経営者等からの回収の手段も問題になると思われる。この点、スペインでは、一般的な債権者であっても、勝訴判決を得た後スペイン民事訴訟法に基づき国家機関に対して債務者の財産調査を一定程度依頼できるなど、我が国の民事執行法とは異なる法制度となっている。これは、機構のような特別な財産調査権がない FROB や、あるいは RCC のような国外の債権者が利用できる有用な制度と思われるため、併せて本稿で紹介するものである。

なお、本稿における意見の部分は私見であり、訳はいずれも仮訳である。

## 第2 スペイン法概要

本稿においてスペインにおける経営者等に対する責任追及等を論じるに当たり、その前提として、スペインの法制度の概要を紹介することとする。

## 1 スペイン概観<sup>4</sup>

スペインは、国土約 50.6 万平方キロメートル、人口は約 4,693 万人(2019 年 1 月現在)の国家である。地方行政区画としては、17 の自治州(*comunidad autónoma*)があり、その下に合計 50 の県(*provincia*)があり、憲法により広く地方自治が保障されている。

スペインの政治体制は議会君主制であり、我が国と同様に二院制(上院、下院)が採用されている。

スペイン経済は、1986 年の EU 加盟から 1999 年のユーロ導入を経て 2008 年のリーマン・ショックまで好調を維持していたが、2008 年以降は景気低迷による財政赤字の拡大、不動産バブル崩壊による金融機関の破綻等が生じた。スペインでは、リーマン・ショックを契機として不良債権が急増し、経営体力が低下した金融機関が続出したことから、2010 年代初頭まで、政府による資本増強、不良債権処理、流動性支援等が行われた<sup>5</sup>。

## 2 スペインの裁判制度

### (1) 裁判所の構成

スペインは、我が国と同様に立法・行政・司法の三権分立を原則としており<sup>6</sup>、そのうち司法権は司法諸機関(憲法が司法権を委任する組織)に属する<sup>7</sup>。

裁判は原則として三審制を採用しており、裁判所の構成は図 1 のとおりである。

---

<sup>4</sup> 外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/spain/index.html>

<sup>5</sup> 預金保険研究 22 号(2018)19 頁以下

<sup>6</sup> 立法権は二院制の国会、行政権は内閣及び行政機関に属する。

<sup>7</sup> 日本スペイン法研究会ほか共編「現代スペイン法入門」(嵯峨野書院、2010) 60 頁参照。

図1 【スペインの裁判所】

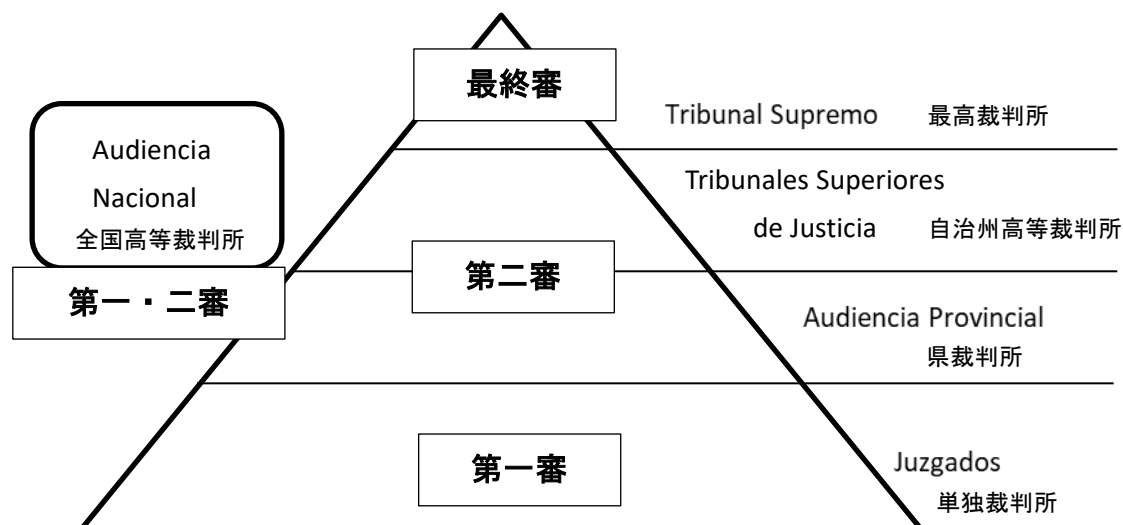


図1のように、最高裁判所(Tribunal Supremo)、自治州高等裁判所(Tribunales Superiores de Justicia)、県裁判所(Audiencia Provincial)、単独裁判所(Juzgados)のほか、全国高等裁判所(Audiencia Nacional)が置かれており<sup>8</sup>、各裁判所の概要は以下のとおりである。

最高裁判所(Tribunal Supremo)は、民事及び刑事を含め、あらゆる事件の最終審であり、スペイン国内で審理される事件の全てにつき管轄を有する。最高裁判所(Tribunal Supremo)は、第1号法廷(民事部)、第2号法廷(刑事部)、第3号法廷(行政訴訟部)、第4号法廷(社会部)及び第5号法廷(軍法廷)から成る。

自治州高等裁判所(Tribunales Superiores de Justicia)及び県裁判所(Audiencia Provincial)は、いずれも第二審の役割を果たす。自治州高等裁判所(Tribunales Superiores de Justicia)は、各自治州に一つ設置されており、自治州内の民事及び刑事、行政及び社会労働の事件につき管轄を有する。一方、県裁判所(Audiencia Provincial)は、各県に一つ設置されており、県内の民事及び刑事の事件のうち自治州高等裁判所(Tribunales Superiores de Justicia)で審理されない事件につき管轄を有する高等裁判所である。

大多数の事件の第一審裁判所となるのは、市町村又は複数の市町村からなる司法区に設置された単独裁判所(Juzgados)であって担当する事件類型ごとに細分化されている。このような裁判所は、全国に約700存在する。

全国高等裁判所(Audiencia Nacional)は、刑事、行政、社会労働の3分野の事件のみ管轄を有するが、自治州高等裁判所(Tribunales Superiores de Justicia)及び県裁判所(Audiencia Provincial)とは異なり、全国を管轄し、全国的に影響を及

<sup>8</sup> いずれも仮訳。前記「現代スペイン法入門」206頁以下参照。

ぼす事件、例えば汚職、テロ及び王室に関わる犯罪等を管轄する。全国高等裁判所(Audiencia Nacional)の審理は2段階で行われるため、これらの事件については、全国高等裁判所(Audiencia Nacional)が実質的に第一審及び第二審の役割を担う。全国高等裁判所(Audiencia Nacional)の上級審は最高裁判所(Tribunal Supremo)である。

また、司法制度全体に関して補足すると、スペインでは、裁判所を含む司法機関が広く司法サービスを提供する制度としての司法局(Oficina Judicial)を目指し、2003年から組織改革がなされている。

その一環として、法務省の職員として裁判官から独立して送達等の司法事務を担う法務行政官(el letrado de la administración de justicia)の役割を明確化するなどの変化が見られる。例えば、裁判そのものではないものの、裁判所が司法サービスとして提供すべき当事者の合意を书面化する業務や民事判決の執行などは、法務行政官が担うこととされている。判決の執行については、後述の第4「財産調査について」にて詳述する。

## (2) 刑事裁判の概要<sup>9</sup>

スペインの刑事裁判の構造をみると、その構造は、我が国と同様、大きく分けて捜査段階と公判段階に分けられる。スペインにおける刑事手続の特徴の一つは、裁判官(予審判事)が警察官及び検察官と協力して公判前の捜査を行う点にある(これを予審と呼ぶ)。予審では、予審判事が警察官又は検察官の提出した資料に基づき、犯罪行為が行われたか否かを調査し、犯人の特定や口頭審理の準備などを行う。具体的には、予審段階において、予審判事が実況見分を実施したり、被疑者の供述、証人による証言を獲得したりするなどの証拠収集を行うことができる。

予審終了後、我が国の公判に相当する口頭裁判を検察官が申し立てること(我が国の起訴に相当するものと考えられる。)により第一審裁判所での審理が行われるが、当該事件の予審判事は、第一審の裁判官となることはできない。第一審裁判所による判決に対して不服があれば、上級の裁判所に控訴することができる。

スペインの刑事裁判では、被害者にも、裁判所に対して刑事手続の開始を求める権利が認められており、この場合、被害者は、刑事事件の捜査段階及び公判段階のいずれにおいても当事者として参加することができる。また、スペインの刑事訴訟制度では、後述のとおり、被害者は、刑事裁判において被告人の民事責任を追及することも可能である。

なお、スペインの検察官(fiscal general)の特徴についても簡潔に触れると、同

<sup>9</sup> 前記「現代スペイン法入門」214頁以下参照。



国では、通常の刑事事件を担当する一般の検察官のほか、特定の分野を担当する特別検察官が検察庁によって任命されており、例えば、汚職及び組織犯罪を担当する特別検察官(Fiscal Especial contra la Corrupción y la Criminalidad Organizada)は、後述する破綻金融機関の経営者責任の追及に関与する。

また、事件の被害者が刑事手続の開始を求めた事件も含め、全刑事事件について検察官(fiscal general)が関与する。刑事手続の開始については、後述の第3「責任追及について」において詳述する。

### (3) 民事裁判の概要<sup>10</sup>

民事裁判には、我が国の通常訴訟に相当する通常裁判(juicio ordinario)と我が国の少額訴訟に相当する口頭審理裁判(juicio verbal)があり、事件内容等によりそのいずれかの裁判が行われる<sup>11</sup>。通常裁判については、書面で関係書類や証拠を提出しなければならない点は我が国の民事裁判と同様であるが、必ず代理人弁護士を選任しなければならない点が我が国とは異なる。口頭審理裁判は、訴額が一定金額以下の事件については代理人弁護士の選任は免除される。通常裁判と口頭審理裁判いずれの裁判であっても、判断が下される場合は判決が言い渡され、当事者は、第一審判決に不服があれば上級の裁判所に控訴することができる。

また、民事裁判では、勝訴判決の執行方法も問題となる。判決後、債務者(被告)が任意に支払わないときは、債権者(原告)は裁判所に司法による執行の申立てをすることができる。執行の申立てを受理した裁判所は、判決書の記載内容や権利関係を精査し支払命令を出すことができる。支払命令は、債務者に送達される。一方、債務者は、債権者の資格などの不備、又はその請求の無効、既に支払済みの債権であること、債権が時効期間を経過していることなどを主張して、支払を拒否することができる。

支払命令の発出後に債権者が債務者から確実に債権を回収するためには、債務者の資産内容を把握する必要があり、裁判所は、法務行政官に対し、債務者の財産調査を命じることもできるが、これについては、後述の第4「財産調査について」にて詳述する。

### (4) 刑事責任と民事責任の関係<sup>12</sup>

スペイン法のもとでは、ある犯罪行為の被害者は、前述のとおり、犯人の刑事

<sup>10</sup> 前記「現代スペイン法入門」209頁以下参照。

<sup>11</sup> 例えば、知的財産権、プライバシー権が争点となるものについては通常裁判が管轄。立ち退き、占有権等が争点となるものについては口頭審理裁判となる。前記「現代スペイン法入門」209頁以下参照。

<sup>12</sup> FROBでの聴取結果。

責任を追及するために刑事手続の開始を求めることができるだけでなく、同一の裁判内で当該行為による損害の賠償(つまり民事責任)を求めることもできる。そのため、スペインの法制度は、刑事上の不法行為と民事上の不法行為を区別しておらず、スペインの刑事訴訟法においては、全ての刑法上の罪について刑罰を科すと同時に民事的損害を認定し、被害者に対する損害賠償を同一裁判で命じることを可能とする。

スペインの裁判実務においては、犯罪行為に由来する民事責任は、刑事裁判の有罪が確定するとほぼ確実に認められる。スペインでは、犯罪の被害者が刑事裁判とは独立して民事裁判を提起することもできるが、被害者は、刑事裁判の有罪確定後でなければ民事訴訟を提起することができないため、実務上、刑事裁判と独立して民事裁判が提起されることはほぼないと言われている。

なお、我が国においては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 23 条 1 項に規定された一定の犯罪<sup>13</sup>については、その被害者等は、刑事手続の弁論の終結までに損害賠償命令(当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求)の申立てをすることができるとされているが、対象犯罪が限られている点がスペインとは異なる。

### 第 3 責任追及について

#### 1 刑事責任追及に関する規定等

##### (1) 日本

我が国において、破綻金融機関の経営者等に対する刑事責任を追及する場合に考え得る犯罪としては、背任罪(刑法 247 条<sup>14</sup>)、特別背任罪(会社法 960 条 1 項<sup>15</sup>)、業務上横領罪(刑法 253 条)、検査忌避罪(銀行法 63 条 3 号<sup>16</sup>)、虚偽有価証券

<sup>13</sup> 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪や性犯罪等の罪及びそれらの未遂罪

<sup>14</sup> 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

<sup>15</sup> 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(中略)三 取締役、会計参与、監査役又は執行役 (以下略)

<sup>16</sup> 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。三 (中略)当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は(中略)検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

報告書等提出罪(金融商品取引法 197 条 1 項 1 号<sup>17</sup>、207 条 1 項 1 号、24 条)、違法配当罪(会社法 963 条 5 項 2 号)等が挙げられる。

## (2) スペイン

### ア 主として活用されている犯罪類型

スペイン刑法においても、我が国と類似の犯罪類型が設けられていることから、破綻金融機関の経営者等は我が国と類似の犯罪について刑事責任を負い得るが、スペインにおける破綻金融機関の経営者等の責任追及は、我が国と異なって、破綻処理コストの最小化に主たる目的があるため、実務上は、経営者等による損害賠償を直接的に実現し得る以下の二つの犯罪の成立が主に問題になる。

#### (ア) 不正な管理の罪(administración desleal, スペイン刑法 252 条)

同条は、「(詐欺罪に関する)249 条又は 250 条の罰則<sup>18</sup>は、法律に基づいた又は委託された、又は法的なビジネスによって引き受けた権限を有する者が、その管理を委託された財産に損害を与えた場合に適用する。」旨規定している。この犯罪類型は、経営者等の権限の範囲内で不正な管理をした者を処罰する罪であり、会社資産の流用行為そのものより不適切な行為によってもたらされた経済的損害に着目することに特色がある。この犯罪類型は、我が国の背任罪(刑法 247 条)ないし特別背任罪(会社法 960 条 1 項)に相当するものと考えられる。

#### (イ) 流用の罪(apropiación indebida, スペイン刑法 253 条)

同条は、「信託関係等や、あるいは財産の返却等の義務を負う者が、他人に損害を与える目的で、金銭、所有物等の財産を自己の占有下に移したり、あるいはその財産の返却を行わなかった場合において、その価値が 400 ユーロを超えたとき、(詐欺罪に関する)刑法 249 条又は 250 条の罰則の適用を受ける。」旨規定している。この犯罪類型は、他人との信託関係等の一定の関係を前提とし、その義務に反する領得行為をした者を処罰するという点で、我が国の横領罪(刑法 252 条 1 項)ないし業務上横領罪(刑法 253 条)に相当するものと考えられる。

<sup>17</sup> 次の各号のいずれかに該当する者は、10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(中略) 一 (中略) 有価証券報告書若しくはその訂正報告書であって、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者 (以下略)

<sup>18</sup> 犯罪の内容により、249 条は、6 か月以上 3 年以下の懲役又は罰金、250 条は、1 年以上 6 年以下の懲役及び罰金、又は 4 年以上 8 年以下の懲役及び罰金

## イ その他の犯罪類型

前記以外にも、金融機関の経営者等が何らかの刑事責任を負う場合もあり、具体的には以下のような犯罪が考えられる。

### (ア) 検査忌避、妨害罪(スペイン刑法 294 条)

同条は、「会社の役員として、行政の監督を受けたにもかかわらず、それを拒否するか妨害した場合には、6 か月以上 3 年以下の懲役、又は罰金が科せられる。」旨規定している。

この犯罪類型は、会社の経営者等が行政庁による検査等を拒否又は妨害する行為に対する処罰規定とみることができ、破綻金融機関との関係では、我が国の検査忌避罪(銀行法 63 条 3 号)が同趣旨の規定の一つといえる。

### (イ) 有価証券報告書等虚偽記載罪(バランスシート、有価証券報告書の虚偽記載)(スペイン刑法 290 条)

同条は、「株主等に損害を引き起こす目的で、会社の法的又は財政的な状況を記録すべき決算書その他の書類を改ざんした役員は、1 年以上 3 年以下の懲役、及び罰金が科せられる。実際に損害が生じた場合には、刑の上半分の範囲で懲役及び罰金が科せられる。」旨規定している。

我が国における虚偽有価証券報告書等提出罪(金融商品取引法 197 条 1 項)と比較すると、両者は株主等の保護を目的とする点で保護法益を共通とするものと考えられるが、スペインの有価証券報告書等虚偽記載罪は株主等への損害という点に着目して、損害が実際に発生した場合に法定刑が加重されている点が特徴的と考えられる。

### (ウ) 株主総会における偽装の罪(スペイン刑法 292 条)

同条は、「自己や第三者のため、白紙委任状を濫用したり、議決権が過度に存在するように装ったり、合法的に議決権を有する者の議決権行使を阻止するなどの方法により、会社や株主等に不利益を及ぼした者には、291 条と同様の刑罰<sup>19</sup>が科せられる。」旨規定している。

この犯罪類型は、株主総会決議を必要とする場合に、これを不正な手段で決議があったとすることで会社や株主等に不利益を生じさせた場合を処罰するものであるが、銀行の経営者等が、不正融資や粉飾決算等を行うに当たり、株主総会決議等を必要とする場合、それを偽装などの不正な手段を用いて合法的な決議があるかのように装うなどした場合に、経営者等の責任を追及する一つの類型

<sup>19</sup> 多数決濫用の罪、6 か月以上 3 年以下の懲役又は罰金

として機能する場合があります。

#### (エ) 株主の権利を否定、制限する罪(スペイン刑法 293 条)

同条は、「会社の役員として、法的な理由なしに、株主等が情報、経営への参加等に関する権利を行使することを妨げた者は、罰金が科せられる。」旨規定している。

この犯罪類型は、株式会社において役員が株主等の権利行使を妨げる行為を処罰するものであり、銀行の経営者等が同様の行為に及んでいたことが判明すれば、経営者等の責任を追及する一つの類型として機能する場合があります。

## 2 民事責任追及に関する規定等

### (1) 日本

我が国では、金融機関の経営者等は、委任契約に基づき、金融機関に対する善管注意義務及び忠実義務を負うところ(善管注意義務につき会社法 330 条<sup>20</sup>、民法 644 条<sup>21</sup>、信用金庫法 33 条<sup>22</sup>等。忠実義務につき会社法 355 条<sup>23</sup>、信用金庫法 35 条の 4<sup>24</sup>等。)、例えば、破綻金融機関において不正融資や違法配当等があった場合に、善管注意義務違反又は忠実義務違反が認められれば、債務不履行に基づく損害賠償責任を負う(会社法 423 条 1 項<sup>25</sup>等)。

また、これとは別に、経営者等が、故意又は過失により、金融機関に損害を与えた場合には、不法行為に基づく損害賠償責任を負う(民法 709 条<sup>26</sup>)。

### (2) スペイン

スペインにおける民事責任追及制度を検討すると、我が国と同様に、その発生根拠の違いから、債務不履行に基づく損害賠償責任(スペイン会社法 236 条において、取締役の責任の一種として、会社に対する損害賠償責任を規定)と不法行

---

<sup>20</sup> 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

<sup>21</sup> 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

<sup>22</sup> 金庫と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

<sup>23</sup> 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

<sup>24</sup> 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、金庫のため忠実にその職務を行わなければならない。

<sup>25</sup> 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人(中略)は、その任務を怠ったときは、株式会社に對し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

<sup>26</sup> 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

為に基づく損害賠償責任(一般の不法行為責任としてスペイン民法 1902 条、被用者の事業行為につき同事業の代表者らが負う責任を定めるものとして同法 1903 条)がある。

#### ア 債務不履行に基づく損害賠償責任

スペインにおいても、会社の経営者等は、会社に対し、受託者としての注意義務(スペイン会社法 225 条)及び忠実義務(スペイン会社法 227 条)を負うところ、金融機関の破綻の要因となった不正融資や違法配当等について、これらの義務の違反が認められれば、債務不履行による損害賠償責任を負い得る(スペイン会社法 236 条)。

スペインでは、スペイン民法 1719 条が、民法上の委任契約について、「受任者が委任契約等に基づき善管注意義務を負う。」旨規定していることから、この注意義務に違反すれば民法上も債務不履行に基づく損害賠償責任(スペイン民法 1101 条)を負うことになると考えられるが、上記スペイン会社法が適用される事案においては、重ねてスペイン民法上の責任を追及することはないと考えられる。

#### イ 不法行為に基づく損害賠償責任

スペイン民法 1902 条は「故意又は過失により、作為又は不作為でもって他人に損害を生じさせた者は、損害を回復する義務を負う。」旨規定し、スペイン民法 1903 条は「前条の義務は、作為又は不作為を行った者のみならず、責任を負うべき者に対しても適用がある。(以下略)」旨規定し、例えば、被用者の事業行為につき同事業の代表者らが負う責任を定めるなど、いわゆる不法行為責任を規定していることから、金融機関の破綻に関連した行為につき、経営者に何らかの契約外の責任を負わせる場合には、これらの条文が適用されることになると考えられる。

### 3 スペインの責任追及における FROB の役割

我が国では、金融機関が破綻した場合には、国により金融整理管財人が任命され、当該金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属することになる(預金保険法 77 条 1 項<sup>27</sup>、2 項<sup>28</sup>)。

---

<sup>27</sup> 管理を命ずる処分があったときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。(以下略)

<sup>28</sup> 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の金融整理管財人を選任しなければならない。

我が国における過去の金融機関破綻の事例においては、機構が金融整理管財人に任命されることも多く、その場合、機構は、金融整理管財人として、預金保険法 83 条 1 項<sup>29</sup>、同条 2 項<sup>30</sup>に基づき、旧経営者等に対する民事上及び刑事上の責任を追及してきた。

なお、我が国においては、特別危機管理、すなわち預金保険法 102 条 1 項 3 号の措置が講じられた際の特別危機管理銀行の経営者の責任追及に関し、民事上の責任追及については同法 116 条 1 項<sup>31</sup>、刑事上の責任追及については同条 2 項<sup>32</sup>で規定されているが、いずれも責任追及の主体は特別危機管理銀行の新経営陣とされており、責任追及に当たって基礎調査を行う預金保険機構は、特別危機管理銀行の内部調査委員会へのオブザーバーという形で関与できるにすぎない<sup>33</sup>。

また、いわゆる秩序ある処理においては、特定破綻金融機関等を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は機構に専属するとされる（預金保険法 126 条の 5 第 2 項）、預金保険法 126 条の 2 第 1 項 2 号の措置が講じられた際の特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の役員等の責任追及については、預金保険法 83 条が準用されて、機構が旧経営者等に対する民事及び刑事責任を追及する（預金保険法 126 条の 9）。

このような日本の制度に対し、スペインにおいて破綻金融機関の旧経営者等に対する責任追及の役割を担うのは FROB であるため、以下では、責任追及における FROB の役割について、実例を踏まえながら具体的に紹介する。

## (1) FROB について<sup>34,35,36</sup>

### ア 設立経緯等

スペインでは 2008 年以降景気が低迷し、不動産バブル崩壊も相俟って金融機関の破綻が相次ぐなど金融危機が本格化した。そこで、2009 年法律第 9 号<sup>37</sup>

<sup>29</sup> 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人(中略)又はこれらの者であった者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

<sup>30</sup> 金融整理管財人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

<sup>31</sup> 特別危機管理銀行は、その取締役、執行役(中略)又はこれらの者であった者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

<sup>32</sup> 特別危機管理銀行の取締役、執行役(中略)は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

<sup>33</sup> 預金保険研究第 12 号 139 頁以下

<sup>34</sup> <https://www.frob.es/es/Paginas/Home.aspx>

<sup>35</sup> FROB での聴取結果。

<sup>36</sup> International Monetary Fund, June 11, 2012, Spain: Safety Net, Bank Resolution, and Crisis Management Framework: Technical Note

<sup>37</sup> Real Decreto-ley 9/2009, de 26 de junio, sobre reestructuración bancaria y reforzamiento de los

により、金融機関の自己資本の充実に寄与して金融機関の再建を促すための機関として FROB が設立された<sup>38</sup>。設立当初の資本増強手法は、FROB による優先株式の引受けに限られていたが(ステージ 1)、2011 年以降は、普通株式の引受け(ステージ 2)、2013 年以降は、制限条項付転換社債(いわゆる CoCo 債)の取得による資本増強の手法も採られるようになった(ステージ 3)。各資本増強手法の変遷は、金融機関に適用される自己資本規制の変遷に伴い、その時々金融機関のニーズに合わせたものと考えられる。

スペインは、いわゆる欧州債務危機の深刻化を受けて、2012 年に国内銀行の資本増強に必要な資金支援をユーロ圏諸国に要請し、支援の条件を満たすため、金融機関の破綻処理枠組を見直した。破綻処理の具体策は、2012 年法律第 9 号<sup>39</sup>(以下「2012 年法」という。)に定められ、その一環として、銀行部門の再編を担う FROB についても従来の資本増強及び再建だけでなく、破綻処理の執行権限を追加し、金融危機管理により積極的に介入できるようにした。その他、ユーロ圏諸国からの支援の条件を満たすため、不動産関連融資等の資産処分を受け皿として、不良債権処理のためのスペイン資産管理会社(Sociedad de Gestión de Activos procedentes de la Reestructuración Bancaria: SAREB)が設立された。

2012 年法で破綻処理コストの最小化が破綻処理における目的として掲げられ、破産法、商法及び刑法の適用にあつては、破綻金融機関の役員等が損害賠償責任を負うという原則に基づくこと(2012 年法 4 条 1 項(f))、及び、FROB は前経営者に代わって破綻処理における目的に資する行為を実行すべきこと(2012 年法 22 条 3 項)が明記されたことから、それ以降、FROB は、かかる目的を達成するため、公的資金が使われた破綻処理<sup>40</sup>において経営者等の責任追及を実施するようになった。

我が国では、破綻金融機関が有していた前経営者等に対する損害賠償請求権は、RCC に譲渡されることが多いため、破綻金融機関の責任追及によって回収した金銭は、RCC の収益となり、費用を上回る回収があつた場合に限り、機構に納付される仕組みとなっているが、スペインでは、破綻金融機関の責任追及によって回収した金銭は、FROB が直接受領する仕組みとなっている。具体的な責任追及の方法及び回収については、後述する。なお、前記のとおり、FROB による資本増強手法は、時期によって異なるものの、公的資金が投入される点では共通するため、各手法の違いは、本稿で述べる FROB による責任追及の権

---

recursos propios de las entidades de crédito.

<sup>38</sup> 2009 年法律第 9 号 1 条 2 項

<sup>39</sup> Ley 9/2012, de 14 de noviembre, de reestructuración y resolución de entidades de crédito.

<sup>40</sup> FROB での聴取結果によれば、スペインでは、公的資金が使われない破綻処理において、責任追及は想定されていないとのことであった。



限には影響しない。

さらに、2015 年以降に FROB に新たに付与された役割についてみると、FROB は、ユーロ圏における金融枠組の統合を目指す銀行同盟の柱の一つである単一破綻処理制度(Single Resolution Mechanism: SRM)において、単一破綻処理委員会(Single Resolution Board: SRB)が策定した破綻処理計画のスペインにおける執行機関としての役割も担うようになった。

#### イ 機構との比較

機構は、預金保険、破綻処理、不良債権買取・責任追及及び資本増強・資本参加の 4 つの主要業務を実施することにより、預金者保護と金融システムの安定を維持する役割を担っている。

スペインでは、機構の 4 つの主要業務のうち、預金保険を金融機関預金保証基金(Fondo de Garantía de Depósitos de Entidades de Crédito: FGD)が、不良債権買取をスペイン資産管理会社(SAREB)が、破綻処理、責任追及及び資本増強・資本参加を FROB が担っている。

破綻金融機関が有する前経営者等に対する損害賠償請求権を RCC が譲り受けて責任追及を行うことが多い我が国と異なって、前述のとおり、スペインにおける破綻金融機関の経営者等の責任追及は、投入された公的資金の回収に主たる目的があるため、資本増強・資本参加を担う FROB が自らの損害賠償請求権として直接責任追及を実行して損害を回復する仕組みとなっている。

#### ウ 組織概要

FROB は、合計 11 名で構成される運営委員会(Comisión Rectora)によって運営されている。運営委員会の委員の内訳は、議長 1 名(FROB)、スペイン銀行(Banco de España)4 名、スペイン証券取引委員会(Comisión Nacional del Mercado de Valores: CNMV)の副議長 1 名、経済・デジタル変革省(Ministerio de Asuntos Económicos y Transformación Digital)3 名、財務省(Ministerio de Hacienda)2 名となっている。運営委員会は、FROB の法的な権利義務に関する判断をするが、公的資金に影響を及ぼす決定は、運営委員のうち、議長、経済・デジタル変革省及び財務省の委員合計 6 名でなされる。

FROB の組織としては、以下のとおり

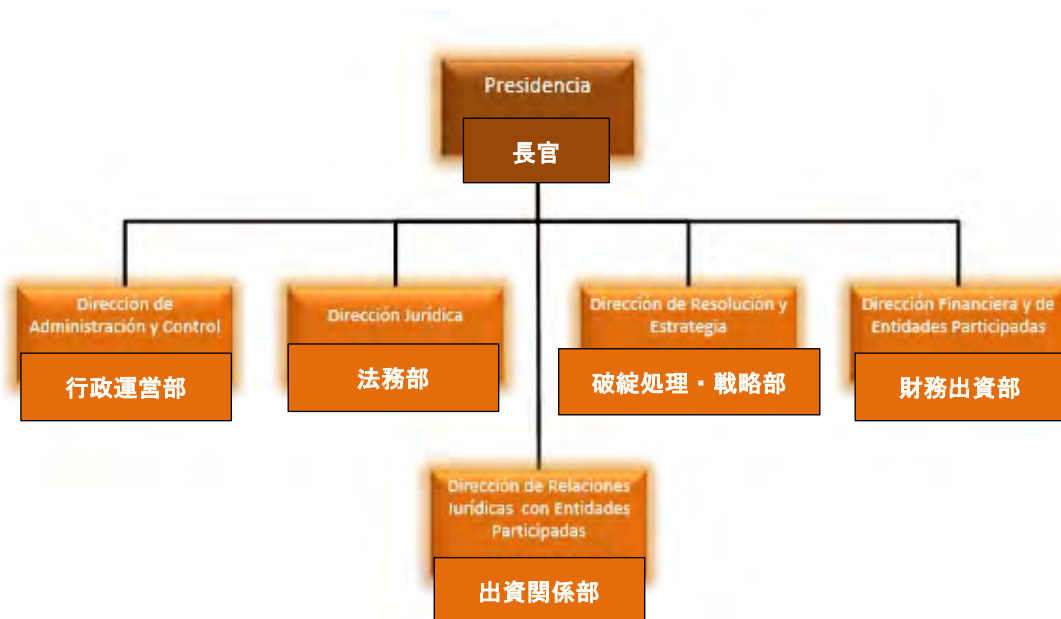
- ・ 行政運営部(Dirección de Administración y Control)
- ・ 法務部(Dirección Jurídica)
- ・ 破綻処理・戦略部(Dirección de Resolución y Estrategia)
- ・ 財務出資部(Dirección Financiera y de Entidades Participadas)
- ・ 出資関係部(Dirección de Relaciones Jurídicas con Entidades Partici-

padas)

の五つの部門に分かれ、各部門はさらに業務内容により細分化されている。

2020年1月現在の職員数は、合計45名である。

図2【FROBの組織図】<sup>41</sup>



#### エ 法務部の概要<sup>42</sup>

破綻金融機関の経営者等に対する責任追及を担当するのは、法務部である。同部が所管する責任追及業務に関する詳細については後述することとし、ここでは同部の職務の概要を紹介する。

法務部は、7名の職員から成る。FROBは、破綻処理に関連する法的手続に積極的に参加し、また金融機関を監督しているところ、法律関係におけるFROBの役割は、主に4つの法分野(刑法、行政手続法、民商法、会社法)に分類できる。

責任追及は、このうち刑法、民商法及び会社法の分野の法律問題に関係すると考えられる。例えば、刑法の分野では、FROBの法的義務に基づき、破綻処理の過程で公的資金を受けた金融機関につき、不動産取引や報酬分配の点で不自然な取引がないかを調査し、不自然な取引のうち犯罪を構成すると思われる行為が発見された場合は、これに関与した者の刑事責任を追及する役割を担っ

<sup>41</sup> <http://www.frob.es/es/Sobre-el-FROB/Paginas/Organos-de-gobierno.aspx>

<sup>42</sup> Memoria anual de actividades del FROB 2018 (年報)

ている。また、かかる刑事責任の追及の過程で民事上の責任も追及すべきと判断した場合は、民事上の責任追及の場でも、例えば役員の報酬の受給等に関する証拠を裁判所に提出することがある。

## (2) 責任追及の権限<sup>43</sup>

前述のとおり、2012年法によって、破綻処理コストを最小化することがFROBの目的に掲げられたことから、FROBは、公的資金が投入された破綻処理において、公的資金の回収を目指して、破綻に責任ある者に損害を賠償させるために、破綻金融機関の役職員等によって行われた取引や行為のうち、法的責任が生じる可能性のある取引や行為を調査する責務を負うようになった。

FROBは、破綻又は破綻のおそれのある状態の金融機関に投入する公的資金をスペイン国庫から借入れ、一定の期間後に全額返済する義務を負うため、FROBが投入した公的資金は、FROBのスペイン国庫に対する借入金債務と認識される。かかる借入金債務は、金融機関が破綻しなければ生じなかったFROBの負債であり、そのため、FROBが金融機関から返済を受けることができないことが確定した時点で全額がFROB自体の損害と位置付けられる。そして、FROBが被害者として破綻金融機関の経営者等に対し刑事責任や民事責任を追及し、直接賠償を受ける関係にある。FROBによる民事責任の追及は、FROBを被害者とするものであることから、不法行為に基づく損害賠償責任の追及であると考えられ、この点は、我が国では民事責任の追及は、多くの場合、債務不履行に基づく損害賠償責任の追及であることと異なる。

FROBの上記権限は、破綻処理の一環として与えられたものであり、これにより、公的資源の最も効率的な利用や、破綻処理下で銀行に与えられた資金援助コストの最小化に資することになる。これに加え、当該金融機関の経営者等が各自の責任や損害の重大性に応じて、損害に対する責任を負うという原則にも資することになる。このように、FROBの責任追及の権限は、公的資金の回収のために付与されたものと考えられる。

その結果、FROBは、公的資金を受けた金融機関における取引のうち、刑事犯罪を構成する可能性のある取引を調査し分析することに深く関与することになるとともに、自ら一時的な管理者となるなどして、公的資金を受けた金融機関における不自然な取引を調査する積極的な役割を担うようになった。なお、ここにいる管理者とは、前経営者に代わって破綻した金融機関の業務執行権及び財産管理権を付与された者をいい、我が国の破綻処理スキームにおける金融整理管財人と類似する。

---

<sup>43</sup> FROBでの聴取結果。

なお、預金保険機関である FGD の公表資料を確認した限りでは、FGD が預金を保護した場合に FGD が経営者等の責任追及をした事例は確認できなかった。

### (3) 責任追及の流れの概要

実際の事案での責任追及の方法は後述のとおりであるが、まず、FROB の関与する責任追及の流れについて概要を紹介する。

FROB は、破綻金融機関の一時的な管理者の地位に就くなどして、銀行の前経営者等が行った不自然な取引を調査するが、FROB は自ら調査を行うのではなく、独立した専門の調査機関を利用して、FROB が管理下に置くパソコンなどのデジタル機器に残る記録を収集・解析し、法的な証拠性を明らかにする調査(フォレンジック調査)を行う。

かかる調査機関による調査終了後、FROB は調査報告書を受領し、法務部において、経済活動に関する刑法の規律に詳しい外部専門家(弁護士)の協力も得ながらその内容を検討し、疑わしい不動産取引や資金調達が犯罪に該当するとして刑事手続に進めるべきかを判断する。

前述したとおり、ある事件を刑事手続に付する方法としては、検察官(fiscal general)による提訴のほかに、被害者が自ら裁判所に対し刑事手続の開始を求める方法がある。

そこで、FROB は、公的資金の投入について自身が被害者としての立場に該当し、かつ、例えば社会的に注目された事件で自ら刑事手続の主体となるべき要請がある場合には、刑事手続の開始を自ら求めることができる。また、自ら刑事手続に参加する必要がない場合には、検察官に事件の内容や証拠を伝えた上で、検察官による提訴の判断に任せることもできる(我が国における告訴・告発に相当する。)

### (4) バンコ・デ・バレンシア(Banco de Valencia)の事例における責任追及

ここで、FROB が実際に前経営者等の責任追及を行ったバンコ・デ・バレンシアの事案を紹介する。

#### ア 責任追及の流れ

2011 年 11 月に国有化されたバンコ・デ・バレンシアは、FROB を通じて、10 億ユーロの資本増強及び 20 億ユーロの融資限度額の付与が行われた。バンコ・デ・バレンシアの一時的な管理者に任命された FROB は、同行の前経営者が行った不自然な取引について、フォレンジック調査を専門の調査機関に依頼

した。

調査の結果、前 CEO が、その関係者に対し、自行内の審査・決裁手続を経ずに融資を実行し、前 CEO の関係会社の株式を購入させていたことが発覚したため、FROB は、調査報告書を調査機関から受領した後、法律の専門家(弁護士)とも相談の上で、2013 年に、バンク・デ・バレンシアの前 CEO 及びその関係者のかかる行為について、全国高等裁判所(Audiencia Nacional)における刑事手続の開始を請求した。

#### イ 訴訟の動き

2020 年 1 月 20 日、全国高等裁判所(Audiencia Nacional)は、バンク・デ・バレンシアの前 CEO 及びその関係者が、バンク・デ・バレンシアにおいて不適切な経営を行った結果、多額の公的資金を FROB に投入させたことが不正な管理の罪(スペイン刑法 252 条)(我が国における背任罪に相当するものと考えられる。)に該当するとして、前 CEO に対し 1 年 3 か月の自由刑及びその関係者に対し 2 年の自由刑を言い渡すとともに、民事責任として、前 CEO 及びその関係者に対し、連帯して、FROB へ 9,400 万ユーロの賠償を命ずる判決を言い渡した<sup>44</sup>。

同判決では、「FROB は、資金約 9,400 万ユーロを投入したが、バンク・デ・バレンシアが入札によりカイシャバンク(Caixabank)に 1 ユーロで買収された結果、FROB が投入資金をバンク・デ・バレンシアから回収する道は閉ざされた。FROB が金融の安定化を図るという法的義務を果たすために資金を投入したこと、並びに、前 CEO 及びその関係者による不適切な経営に起因する負債が、バンク・デ・バレンシアを公的資金の投入が必要な状態に陥らせた原因の一部であることは明らかである。」と認定された(FROB では、これを「Fireman Theory」と呼び、ここで言う「Fireman」(消防士)とは、FROB を指している)。すなわち、同判決は、FROB を通じて公的資金が金融機関に投入され、当該金融機関から回収不能になったという事実から、FROB を前記不正な管理の直接的な被害者とする考え方に立っているものと思われる。

これは、経営者等に、資金投入自体に対する責任を負わせるという点において、我が国の仕組みとは異なる考え方に基づくと言えよう。

#### (5) バンコ・デ・バレンシア事件以降に実施された法的措置—プロトコルの承認—

バンク・デ・バレンシア事件で得た経験を元に、FROB の運営委員会は、2013

---

<sup>44</sup> Roj: SAN 1/2020 - ECLI: ES:AN:2020:1  
(<http://www.poderjudicial.es/search/DeActualidad/AN/Penal/#>)

年 5 月に、過去 5 年間に FROB を通じた公的資金を受けて破綻処理がなされた複数の銀行における取引を調査分析するための、いわゆる「プロトコル(Protocol)」を承認した。

プロトコルは、経済的影響が大きい取引であって、かつ、①明らかに不自然な証拠のある取引又は②何ら経済合理性のない疑わしい取引を対象としている。

調査された取引の大部分は、不動産取引に関連していた。特に、それらの取引は金融機関の破綻を直接又は間接にもたらした取引であって、それ故に FROB による公的資金を受ける原因となったものと位置づけられる。

プロトコルの内容は、対象銀行に通知され、各銀行は、プロトコルを実行するために、①当該銀行の内部監査部によって疑わしい取引に対する初期の調査分析を行い、②当該監査によって探知された取引のより詳細な分析を行うためのフォレンジック調査を専門業者に委託した。

対象銀行は、フォレンジック調査の調査報告書を受領した後、各銀行の取締役を兼ねている FROB の職員を通じて、報告書を FROB による分析のため FROB に提出した。

FROB による分析の目的は、刑法犯罪になり得る疑わしい取引の情報を集めることにあり、そのような情報が発見された場合は、汚職及び組織犯罪に関する特別検察官<sup>45</sup>(Fiscal Especial contra la Corrupción y la Criminalidad Organizada) に対し、情報を提供し、調査した取引が犯罪を構成し得るか検討してもらう。特別検察官は、FROB によって実施又は指揮された調査を端緒として、犯罪の証拠があると判断した場合には、提訴を行い、入手した情報と証拠を裁判所に提出する。

## 第 4 財産調査について

### 1 財産調査制度に関する機構と FROB の違い

我が国の定額保護下の破綻処理においては、金融機関の破綻後に、預金者保護及び決済制度保護の目的で、公費の性格を持つ預金保険料によって預金等の全部又は一部及び決済債務の全額が保護される。多額の公費が投入されるため、国民負担の軽減という観点からは、経営者等に対する民事責任を追及するだけではなく、破綻の原因ともなった不良債権から最大限の回収を行う必要がある。また、併用される倒産法制のもとで債権の減額を強いられる預金者・債権者が生じることは避けられないため、破綻の原因ともなった不良債権から最大限の回収を行い、当該預金者・債権者に対す

<sup>45</sup> 検察官(fiscal general)から指名される。

る弁済率を可能な限り上昇させることが倒産法制上の要請にも適う。そして、その不良債権を買い取った RCC が不良債権の債務者から最大限の回収を行うためには、当該債務者の財産を確実に把握する必要があるが、これら債務者の中には自らの財産を隠匿する悪質債務者も少なくないことから、かかる隠匿財産を解明するため、機構には、次のような財産調査権が認められている。

すなわち、機構は、債務者が財産を隠ぺいしているおそれがあるなどその財産の実態を解明することが特に必要な場合には、当該債務者の財産の調査を行うことができる(預金保険法附則 7 条 1 項 5 号)とされており(財産調査権)、具体的には、附則 7 条 1 項に規定する業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるという「協力依頼権」(預金保険法附則 13 条)のほか、一定の要件のもとに、債務者等の所有不動産等の現況を確認したり、帳簿等の提示及び説明を求めることもできる(同附則 14 条の 2、立入調査権)。

これに対し、調査した範囲では、FROB には、機構に認められているような特別な財産調査権は与えられていない。これは、機構と FROB の役割の違いに起因すると思われる。すなわち、機構は、破綻処理の枠組みの中での旧経営者等への民事責任追及のみならず、RCC が買い取った不良債権の債務者からの回収に関し指導・助言を行うのに対し、FROB は、破綻処理の枠組みの中で公的資金を受けた破綻金融機関の旧経営者等に対する責任追及を行うのみで、不良債権の債務者からの回収は担っていない(SAREB が行う。)ことから、FROB には不良債権の債務者を対象とした特別な財産調査権は認められていないのではないかと思われる。

もっとも、FROB が経営者等に対し勝訴判決を得た後に、確実に回収を図る必要は当然認められるところ、スペインにおいては、機構の財産調査権の機能のうち執行対象となる財産を探索する機能と類似の機能を果たす制度で一般債権者が利用できる制度が存在することから、以下では日本の民事執行法も踏まえて紹介する。

## 2 債権者が債務者の財産を把握するための制度

### (1) 日本

我が国で債権者が債務者の財産に関する情報を取得するための手続としては、財産開示手続(民事執行法 196 条以下)がある。財産開示手続は、執行力のある債務名義(例えば、確定した勝訴判決)の正本を有する債権者及び一般の先取特権を有する債権者が申し立てることができ、強制執行や担保権実行で完全な弁済を得ることができなかった場合、又は、知れている財産に対する強制執行を実施しても完全な弁済を得られない場合に実施される(民事執行法 197 条 1 項 1 号 2 号、同条 2 項 1 号 2 号)。

財産開示手続は、債務者(開示義務者)が財産開示期日に裁判所に出頭し、債務者の財産状況を陳述する手続であって、債権者は、陳述によって知り得た債務者の財産に対し、別途強制執行を申し立てて債権回収を図る。

我が国の財産開示手続は、このように財産に関する情報を債務者に開示させる制度であったため、財産開示期日への不出頭や虚偽陳述等の場合に罰則(30万円以下の過料)が定められていたものの、その実効性は低かったが、2020年4月1日からは、債務者の財産のうち不動産、給与及び預貯金等の金融資産に関する情報について、その情報を有する第三者から情報を取得する手続(民事執行法 205 条ないし 207 条)の利用が可能となった<sup>46</sup>。なお、同改正により、前記罰則も強化され、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となった。

概要を紹介すると、例えば、不動産に関しては、法務省令で定める登記所からの情報取得手続(民事執行法 205 条 1 項)が定められ、債務者が所有権の登記名義人である土地等の存否及びその土地等を特定するに足りる事項の提供が可能となる(民事執行規則 189 条)。この手続により情報の提供を行うに当たり使用される検索システムについては、今後開発される見込みであり、検索作業に要する時間や人的体制も踏まえ、情報の提供を行う登記所については「法務省令で定める」とされている。また、預貯金債権については、銀行等からの情報取得手続(民事執行法 207 条)が定められ、債務者の預貯金債権の存否及びその預貯金債権が存在するときは、その預貯金債権を取り扱う店舗並びにその預貯金債権の種別、口座番号及び額の提供が可能となる(民事執行法 207 条 1 項 1 号、民事執行規則 191 条 1 項)。法制審議会における議論の過程では、債務者の預貯金債権に関する情報取得の方法として、例えば全国銀行協会を通じてすべての銀行から網羅的に情報を収集することを求める意見もあったが、全国銀行協会もそれ以外の機関も、各銀行の預貯金債権に関する情報を保有しているわけではなく、新たにそのような情報集約機関を設けるのも困難とされたことなどから、この手続による申立てに当たっては、債務者の情報の提供をすべき銀行等を具体的に特定する必要がある。

このように、日本では民事執行法の改正により、債務者以外の第三者からの情報取得手続が新設されたところであり、今後の運用において開示手続の実効性が高まることが期待される。

## (2) スペイン

債権者が債務者の財産を把握するための一般的制度につき、まず、スペイン民事訴訟法は、589 条、590 条、591 条等において、債務者の財産調査に法務行政官(el

---

<sup>46</sup> 金融法務事情 No.2120 「民事執行法等の改正の要点(1)」、金融法務事情 No.2132 「民事執行法等の改正の要点(2)」



letrado de la administración de justicia)が介入し、債務者の財産調査を行い得ることを規定している。

具体的な規定をみると、まず、スペイン民事訴訟法 589 条は「法務行政官が、債務者に対し、執行可能な財産及び権利を開示するように要求することができる。」旨規定している。仮に債務者がこの要求を拒絶し、又は不正確な開示をしたら、刑罰(自由刑や罰金刑)の対象になるとのことである。

また、スペイン民事訴訟法 590 条、591 条は、法務行政官が個人又は団体などの第三者に対して、債務者(被申立人)の財産、権利関係を明らかにさせる手続を規定している。なお、財産等を明らかにさせる命令が発令されるのは、債権者の申立て<sup>47</sup>があるときに限るが、債権者は、命令の名宛人となる第三者を特定し、同人が有益な情報を有することを合理的に推測させるような根拠を示せば足り、「証明」までする必要はないとされている。さらに、債権者は、仮に債務者に命令を送達すれば十分な財産を発見することが不可能となる可能性があることを示せば、その送達をする前に財産調査を先に行うように申請することができる。そして、この命令の対象となった第三者は、基本的人権又は法律に基づく例外がある場合を除き、債務者の財産に関するデータ及び書類を法務行政官に提出しなければならない。

これらの条文に規定された制度の下で利用されているのが、当局間情報共有ネットワーク (Punto Neutro Judicial(PNJ)) であるから、その具体的な運用について紹介する。

### 3 当局間情報共有ネットワーク (Punto Neutro Judicial(PNJ)) の具体的な運用

#### (1) 概要

債権者が提起した訴訟において、裁判所が債務者に対し金銭の支払いを命ずる判決を出した場合、債務者は当然に判決で認められた額の金銭を支払う義務を負う。それにもかかわらず、判決確定から 20 日以内に債務者が支払わなかった場合には、強制執行の手続に移ることができる (スペイン民事訴訟法 548 条)。

それまでに、債務者の回収対象となる財産が判明していない場合、債権者(又はその代理人)は、法務行政官(el letrado de la administración de justicia)に対して、債務者の財産調査を依頼することができる。

法務行政官は、当局間情報共有ネットワーク<sup>48</sup>にアクセスし、債務者の財産を把握する権限を有している。債務者の財産が判明した後は、法律や判決に従い、

<sup>47</sup> 債権者又はその代理人が自己で取得できる情報(登記情報等)については、この手法を用いることはできないとのことである。

<sup>48</sup> 法務省での聴取結果によれば、同様の制度は他の欧州諸国にも設けられているとのことである。

債務者の財産に対する強制執行が行われるが、10日以内であれば、債務者が異議（例えば、既に債務を弁済したなど）を申し立てることもできる。

以下では、当局間情報共有ネットワーク及び法務行政官の役割について、補足で説明を加える。

## (2) 当局間情報共有ネットワーク (Punto Neutro Judicial(PNJ))

当局間情報共有ネットワークとは、司法機関の業務に資することを目的として作られた各国民の情報が集約されたデータバンクであって、スペイン全体の税務署、労働・社会保険庁、交通局、法務局等の有する資産情報(銀行口座等の情報を含む)をまとめたデータベースとのことである。これは、債権者(国外の債権者を含む)が国家機関に対して債務者の財産調査を一定程度依頼できる制度であり、依頼を受けた法務行政官は、同データベースの情報に直接アクセスし、該当する債務者の財産の調査をすることができる。

スペインでは、スペイン民事訴訟法 592 条により差押えの優先順位が定められており、銀行口座ないし現金、短期の弁済期を定めた債権等、貴金属、果実(利息等)、現金による収入、動産、不動産、給料等、中長期の弁済期を定めた債権等の順になっている。また、民事訴訟法は、賃金や年金に対する差押えを制限するなど、我が国と同様に債務者の生活への一定の配慮も行っている<sup>49</sup>。

## (3) 法務行政官(el letrado de la administración de justicia)について

法務行政官は、前述の 2003 年からの司法改革の一環として機能の充実化が図られた機関であって、判決の内容には立ち入らず、あくまでも裁判官が担当しない業務を行うことで、裁判官の業務を補助する機能を持っている。その業務は、我が国の裁判所書記官や執行官と類似するところもあると思われるが、立場としては、法務省の職員であり、裁判所、司法から独立しているという点に特徴がある。

法務行政官の職務の一つが、前述のとおり当局間情報共有ネットワークにアクセスして、各債務者の資産内容を確認し、裁判所及び債権者に伝えることである。

前述のとおり、差押えの優先順位は法律で定められているため、債務者の資産が判明した後に法務行政官が差押えの順番を決定することはないが、法務行政官には、自動車や不動産の価値を評価する権限が与えられている。

---

<sup>49</sup> 前記「スペイン法入門」214頁参照。

#### (4) 小括

このように、スペインにおいては、国民の資産保有状況を調査することができるため、預金、不動産等の主要な資産を簡易迅速に把握することが容易であり、当局間情報共有ネットワークは有効な制度であると思われる。そして、今後、RCCの債務者がスペインに開設した口座に資産を隠匿するような場合があれば、我が国における債務名義をスペインでも有効とするための手続（承認援助手続）を踏むことにより、RCCもこの制度を利用して効果的に回収を行える可能性がある。

しかし、一方で、悪質債務者による資産隠匿の手法としてしばしば見られるような、仮名借名での金融機関の口座等の資産や、債務者から受益者に対する詐欺的な資金移動を把握することはできないという問題は依然として残ると言えるだろう。

## 第5 おわりに

以上のように、FROBは、公的資金が投入された破綻処理において、公的資金の回収を目指して、破綻に責任ある者に損害を賠償させるために、責任追及を実施している。FROBが被害者として破綻金融機関の経営者等に対し刑事責任や民事責任を追及し、直接賠償を受ける関係にある点は、我が国における責任追及と異なるものの、スペインの責任追及において主として活用されている犯罪類型や民法の条文は、日本のそれと類似するものも多く、機構にとって参考になる点もある。

また、FROBにおいては、機構に認められているような特別な財産調査権は与えられていないものの、国家機関に対して債務者の財産調査を一定程度依頼できる制度(当局間情報共有ネットワーク(Punto Neutro Judicial))を活用している。同制度は、国外の債権者であっても利用できる有用な制度であり、機構にとって参考になる。

スペインについては、過去に破綻処理に関する調査研究が行われていたところであるが、本調査研究が、同国における破綻処理制度全体に関する理解の一助となれば幸いである。

最後に、本調査研究では、責任追及や債権回収の法的枠組に関する理解を深めるため、FROBのみならず、RIBON&ASOCIADOS法律事務所やスペイン法務省も訪問させていただいた。スペイン法務省への訪問は、スペイン弁護士会の弁護士であるMaite Abadía Buil氏及びJavier Benavides Malo氏のご尽力により実現したものであり、調査にご協力頂いたFROB職員、スペインの弁護士、法務

省職員、及び裁判官の皆様には心より御礼を申し上げたい。

以 上

## 参考文献

- 日本スペイン法研究会共編「現代スペイン法入門」(嵯峨野書院 2010年5月)
- 佐々木宗啓「預金保険法の運用」(金融財政事情研究会 2003年7月)
- 鈴木敬之「EUにおける銀行同盟の議論」(預金保険機構『預金保険研究』15号 2013年5月)
- 大内聡、鈴木敬之「EU諸国の預金保険制度の最近の動向についてーイギリス、フランス、スペインー」(預金保険機構『預金保険研究』19号 2016年5月)
- 原和明「イタリア・スペインにおける銀行処理についてーモンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ、バンカ・ポポラーレ・ビチェンツァ、ベネト・バンカ、バンコ・ポプラーレー」(預金保険機構『預金保険研究』22号 2018年11月)
- 水野 朋「破綻金融機関の経営者責任追及の法的枠組み(根拠・手続)」(預金保険機構『預金保険研究』12号 2010年4月)
- 金融法務事情 No.2120「民事執行法等の改正の要点(1)」
- 金融法務事情 No.2132「民事執行法等の改正の要点(2)」
- 外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/spain/index.html>
- スペイン司法省ホームページ [http://www.poderjudicial.es/cgpj/es/Poder\\_Judicial](http://www.poderjudicial.es/cgpj/es/Poder_Judicial)
- スペイン法務局ホームページ <https://www.mjusticia.gob.es/cs/Satellite/Portal/es/inicio>
- 銀行再建基金(Fondo de Reestructuración Ordenada Bancaria : FROB) ホームページ <https://www.frob.es/es/Paginas/Home.aspx>
- 銀行再建基金(Fondo de Reestructuración Ordenada Bancaria : FROB) 2018年年报 <https://www.frob.es/es/Lists/Contenidos/Attachments/589/MemoriaactividadesFROB2018.pdf>
- International Monetary Fund, Spain: Safety Net, Bank Resolution, and Crisis Management Framework- Technical Note (IMF Country Report No. 12/145 June 2012)

2020年6月

編集・発行 預金保険機構

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-12-1

新有楽町ビルディング内

電話 03(3212)6030(代表)

FAX 03(3212)6085

HP <http://www.dic.go.jp>

預金保険研究に関するご意見ご照会等は、預金保険機構総務部調査分析課までお寄せください。